

令和2年から3年までの冬期の大雪に係る支援対策のポイント

【農林水産省HP】

https://www.maff.go.jp/j/saigai/setgai/ooyuki_2020-2021.html

※各事業の内容や公募に関する情報を確認できます。



令和3年2月

農林水産省

被害の特徴と支援対策の考え方	1
支援対策の概要	2
農業用ハウスの再建・修繕等への支援の基本的な考え方	3
被災した農業用ハウス(パイプハウス)の支援対策	
・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ(優先採択))	4
・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)	4
被災した共同利用施設等の再建・修繕や暴風雪や台風にも強い耐候性ハウスの導入	5
被災した農業用ハウス等の廃棄物の処理	6
農業用ハウスの補強	7
自然災害に予め備えた園芸産地をつくるための支援	8
被災した農業用ハウス等の事前着工と査定前着工	9
被災した畜舎の再建やへい死した家畜の再導入	10
被災した農業機械の修繕・再取得・リース導入	11
被災した果樹の修復、果樹棚の再建、植替え(改植)	12
被災した農作物(育苗ハウスの倒壊による影響も含む)向けの支援	13
林野関係に対する支援	14
水産業への被害に対する支援	15
いつでも加入できます！万一に備える園芸施設共済	16
経営を守る強い味方！収入保険制度	17
お問い合わせ先・相談窓口・説明会開催のご用命はこちらへ！	18

被害の特徴と支援対策の考え方

被害の特徴

- 令和2年12月からの大雪により、東北、北陸地方を中心に、北海道、関東、東海、近畿、中国、四国、九州でも、**農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏**など、多くの被害が発生

・積雪により倒壊したハウス



・積雪により倒壊したハウス内



・積雪による牛舎の倒壊



・積雪による樹体の枝折れ



支援対策の考え方

- 一日でも早い農林漁業者の経営再建に向けきめ細やかな支援を実施
 - ①被災した農業用ハウスや畜舎等の再建・修繕と、併せて行う撤去に必要な経費を支援
また、事前着工による早期の復旧を促進
 - ②果樹の枝折れに対する修復や、倒伏等に伴って植替え(改植)に必要な経費を支援
 - ③農作物の被害や育苗ハウスの倒壊に伴い、追加的な防除・施肥、種子・種苗・融雪剤等の確保に必要な経費を支援
周辺の育苗施設から被災地域へ水稻等の種苗を融通するための輸送に要する経費も支援

支援対策の概要

- 令和2年12月からの大雪により、東北及び北陸地方を中心に、農業用ハウスや畜舎等の倒壊、果樹の枝折れ、倒伏など多くの被害が発生。
- 一日でも早い農林漁業者の経営再建に向け、①農業用ハウス、共同利用施設、畜舎、農業機械等の復旧、②果樹を含む農作物被害等への支援、③林野、水産関係に係る支援を行う。

経営再建に向けた支援

【共済金等、災害関連資金の措置】

- 共済金の早期支払い、収入保険のつなぎ融資
- 長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援（円滑な新規融資、償還猶予等の措置を関係金融機関に要請）

【農業用ハウス、共同利用施設、畜舎、農業機械等の復旧】

- 農業用ハウスの再建・修繕等の経費を支援（補助率：共済金の国費相当額と合わせて1/2以内）
- 農業用ハウス・果樹棚等の資材費、農業機械等の修繕・再取得・リース導入の経費を支援（補助率1/2以内、3/10以内）
- 共同利用施設（乾燥調製施設等）や卸売市場施設の再建・修繕、共同利用する耐候性ハウスの導入等の経費を支援（補助率1/2以内）
- 畜舎・鶏舎（鳥インフルエンザ対応）の補改修、家畜導入等に要する経費の支援（補助率1/2以内）
- 農業用ハウスの再建と併せて行う撤去、共同利用施設等の再建の前提となる損壊した施設の撤去等の経費を支援
- 農業用ハウス等の災害廃棄物は、市町村が実施する災害廃棄物処理事業の対象になり得ることの周知



【早期復旧を促進】

- 農業用ハウスや畜舎等の事前着工や査定前着工制度の活用による早期復旧を支援

【育苗ハウスの倒壊等により影響を受ける農作物被害等への支援】

- 被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・融雪剤等の確保、作物残さの撤去、乾燥調製施設等の簡易な補修等に要する経費、水稻等の種苗を融通するために必要な輸送経費等の支援
 - ※資材の調達：補助率1/2以内、栽培環境整備：補助率1/2以内等
 - 施設の仮復旧：補助率1/2以内、周辺育苗施設の活用：7,000円/t以内
- 被害果樹の植替えやこれに伴う未収益期間に要する経費等を支援
 - ※植替え：りんご、ぶどう、おうとう等 17万円/10a、かんきつ類 23万円/10a等
 - 未収益期間：22万円/10a



果樹の枝折れ被害

【鳥獣被害防止施設の復旧等に向けた支援】

- 鳥獣被害防止施設の復旧・再整備を支援

林野関係に対する支援

- 雪崩被害地等の復旧整備や、被災した森林の被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援（補助率2/3等）
- 被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の撤去・復旧・整備等を支援（補助率1/2）
- 林業・木材産業者への金融支援を実施



被災した特用林産振興施設

水産関係に対する支援

【被災した漁船に対する支援】

- 漁船保険の早期支払
- 融資等による支援
- 漁船のリース方式による導入を支援



転覆し、水没した漁船

【被災した共同利用施設に対する支援】

- 機能の向上を図るための新築、改築等を支援

農業用ハウスの再建・修繕等への支援の基本的な考え方

1日も早い復旧に向けて事前着工が可能です（P9参照）

被災した農業用ハウス



- 農業者が組織する団体等が申請します
- 3戸以上の農家が支援の対象です
- 自力施工を想定しているので、施工費は支援対象となりませんが、資材費の1/2以内を国が補助します

- 市町村が事業主体です
- 地域の中心経営体等が支援の対象です
- ハウスメーカー等に発注できます
- 整備費の3/10以内を国が補助します（園芸施設共済の国費分とあわせて上限1/2）
- 補助上限額は600万円/経営体です

- 農業者が組織する団体等が事業主体です
- 5名以上の農業従事者がいることが必要です
- ハウスメーカー等に発注できます
- 整備費の1/2以内を国が補助します

- 園芸施設共済に入っていれば、再建・修繕に必要な負担は大きく縮減できます
- 国の補助は、園芸施設共済の共済金の国費分と合わせて1/2が上限です
- 県や市町村の上乗せ補助があれば、被災農家の負担はさらに軽減されます

再建・修繕【自力施工】

（被災ハウスの撤去もセットで可能です）



+

補強、融雪パイプの整備も可能

○ 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

P4
参照

再建・修繕

（被災ハウスの解体・撤去もセットで可能です）



+

補強、融雪パイプの整備も可能

○ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）

P4
参照

耐候性ハウスに建替

（被災ハウスの解体・撤去もセットで可能です）



整備費の目安 1,100～1,500万円/10a

○ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）

P5
参照

被災した農業用ハウス（パイプハウス）の支援対策

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択

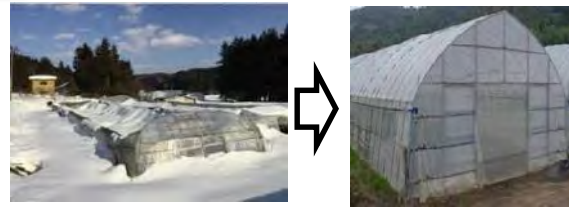
○農業用ハウスの導入費を補助します。

【補助上限額】 600万円／経営体（通常は300万円／経営体）

【事業実施主体】 市町村

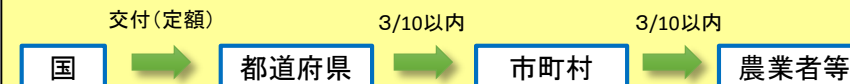
【支援対象】 人・農地プランの中心経営体等
（融資又は地方公共団体の支援を受けていること）

【補助率】 3／10以内〈園芸施設共済加入者〉共済金の国費相当額を合わせて事業費の1/2相当
〈園芸施設共済非加入者〉共済加入者への補助率が上限

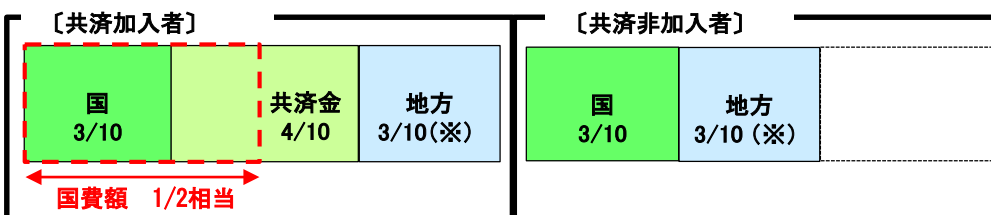


- 再建・修繕等と併せて行う撤去も可能です。（→P 6 参照）
- 被災したハウスの補強や融雪パイプの導入も可能です。（→P 7 参照）
- 事前着工も可能です。（→P 9 参照）

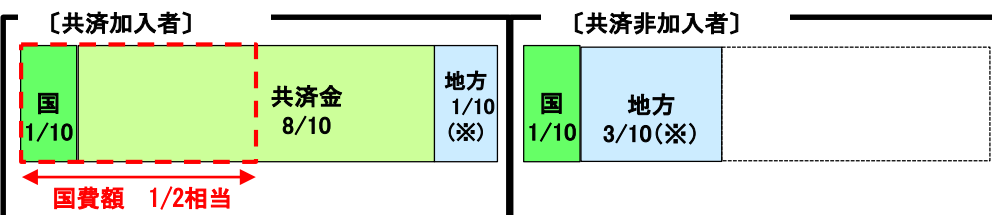
【事業の流れ】



《 耐用年数経過後の農業用ハウスの場合 》



《 経過年数1年以内の農業用ハウスの場合 》



※ 地方公共団体の補助は事業費を越えない範囲で調整。（令和元年東日本台風では、山梨県、長野県は3/10補助を措置）

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

○自力施工を想定しており、資材費を補助します。

【支援対象】 農業者の組織する団体等（3戸以上）

【補助率】 1／2以内

【補助上限額】 なし

○被災したハウス資材の処分費用も対象です（但し、解体費用は補助対象外です）。
（→P 6 参照）

○被災したハウスの補強や融雪パイプの導入も可能です。（→P 7 参照）

○事前着工も可能です。（→P 9 参照）

自力施工に関する詳しい情報はこちら

自力施工マニュアル（農林水産省HP）

URL: https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sise_tsu/attach/pdf/saigaitaisaku-16.pdf



【事業の流れ】



支援対象となるハウスの要件は、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償等に参加することです

被災した共同利用施設等の再建・修繕や暴風雪や台風にも強い耐候性ハウスの導入

- 被災した共同利用施設等（乾燥調製施設等）の再建・修繕等を支援
- また、被災した農業者の農地に、JAやJA出資法人のような農業者の団体が耐候性ハウスを建設して、被災農業者等にハウスをリース

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災産地施設支援対策）

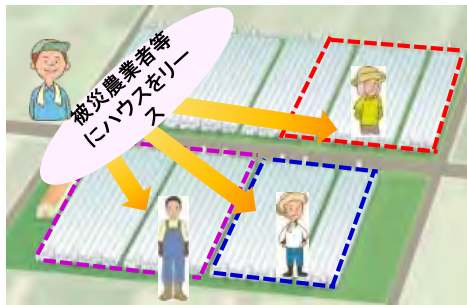
- 【事業実施主体】 農業者の組織する団体等
- 【支援対象】 受益農業従事者が5名以上
- 【補助率】 1/2以内
- 【補助上限額】 なし

- 再建・修繕等と併せて行う撤去も対象です。（→P 6 参照）
- 事前着工も可能です。（→P 9 参照）

ハウス団地（共同利用）を整備



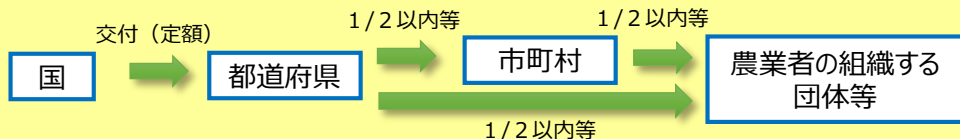
農業者等にハウスをリース



※農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2となります。

JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初年度負担を大幅に軽減することが可能です。

【事業の流れ】



低コスト耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用いたハウス（基礎あり）
- 接合部分等の改良により、従来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、耐候性を向上（耐雪重 50kg/m²）
- 整備費用 1,100 ~ 1,500万円/10a

パイプハウス



低コスト耐候性ハウス



※令和元年の台風第15号では、パイプハウスは被害を受けたが、低コスト耐候性ハウスに被害はなかった。

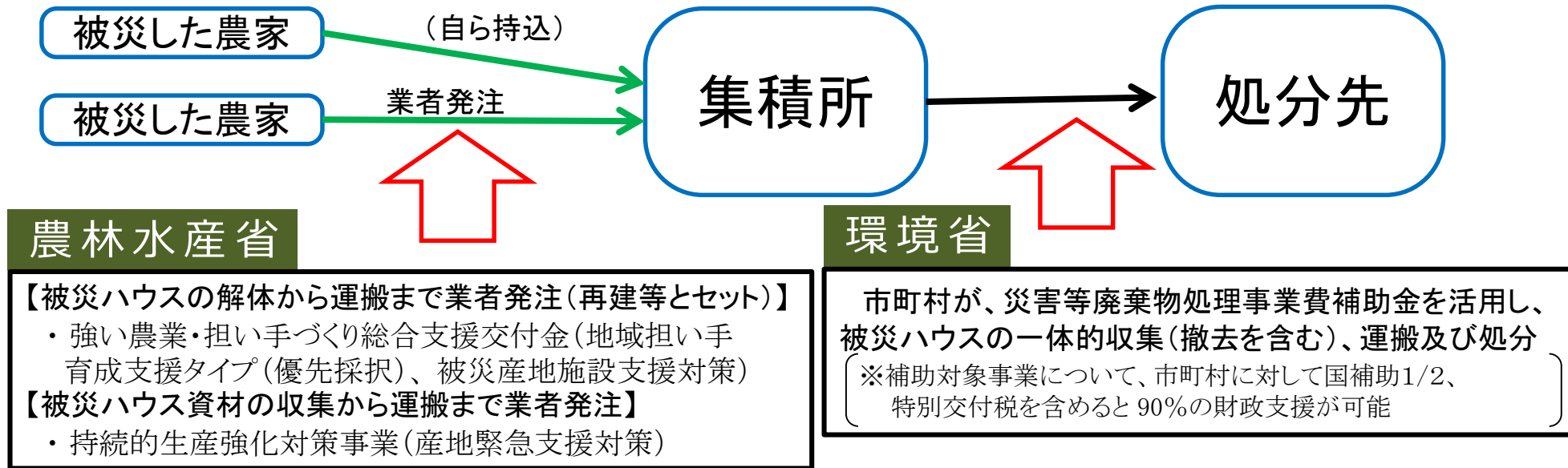
被災した農業用ハウス等の廃棄物の処理

1. 事業概要

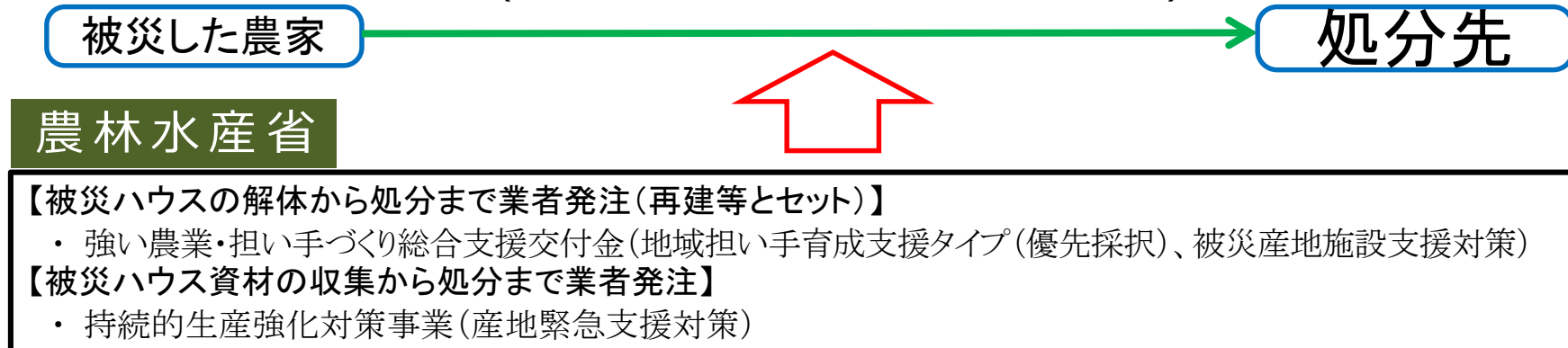
農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウス等の処理を支援。

2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合



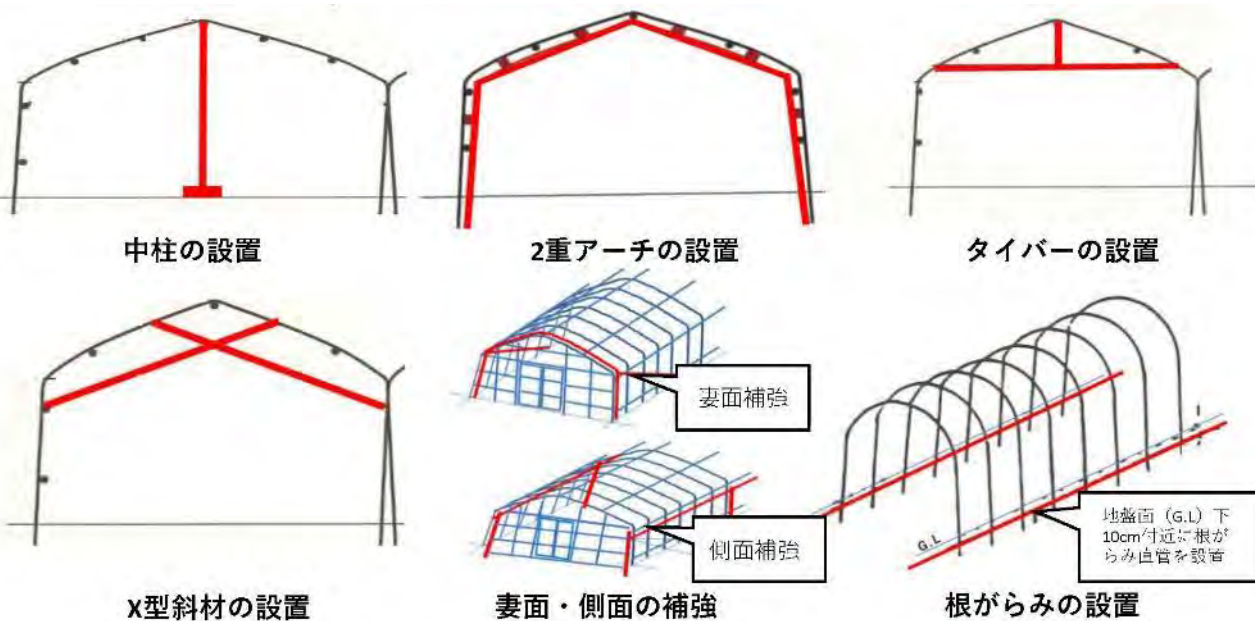
(2) 集積所を経由しない場合(ハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



農業用ハウスの補強

○ ハウスへの中柱、2重アーチや融雪用パイプの設置(資材)が支援の対象となります。

○補強等の例



融雪装置 (加温機等) の設置

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)の優先採択
- 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)(→P4参照)

➡ 被災したハウス・施設が対象

- 園芸産地における事業継続強化対策
- ・支援対象:ハウス本体の補強(施工費込み)、防風ネットの設置、融雪装置等の導入
- ・補助率:1/2以内(→P8参照)

➡ 既存ハウス、被災して再建したハウスが対象

台風や大雪に備える技術対策に関する詳しい情報はこちら

施設園芸の台風、大雪被害防止と早期復旧対策(農林水産省HP)



URL:<http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

自然災害に予め備えた園芸産地をつくるための支援

- 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、**複数農業者で共同の事業継続計画(BCP)を策定**し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な**体制整備**、ハウスの**自力施工等の技能習得**、ハウスの**補強**、**融雪装置の導入**等の取組を支援。

園芸産地における事業継続強化対策

大雪や台風・大雨、地震等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ



・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要

→産地での事業継続計画の策定と実践を加速化



【事業内容】

1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備

【補助率：定額】

- 事業継続計画策定に向けた検討会の開催
- 非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催
- 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成



検討会の開催



協力体制の構築

2 事業継続計画の実践

(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証

【補助率：定額】

- 農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- 技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- 災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組



ハウス自力施工研修



災害復旧の取組実証

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

【補助率：1 / 2】

【対象：今後10年以上の利用が見込まれるハウス】

大雪・台風等によるハウスへの被害を軽減するための

- ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等）
- 防風ネットの設置
- 耐候性を発揮させるための融雪装置等の導入
- 停電時の機能維持のための非常用電源の導入(共同利用に限る)



ハウスの補強



融雪装置



非常用電源の共同利用

【取組主体】

都道府県、市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等

【補助対象要件】

- ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- ・「2（2）既存ハウスの補強等の被害防止対策」の取組については、以下の全てを満たすこと。
 - ① 1の取組を併せて実施していること
 - ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること
 - ③ 取組対象者は収入保険に加入すること
 - ④ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること

事前着工

○被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、事業の計画承認等の手続き前でも事前着工が可能です。

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)
- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)

【保存が必要な書類】

- ①施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
- ②作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

査定前着工

○施設を早急に復旧する必要がある場合、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる査定前着工が可能です。

事業名：災害復旧事業（農地・農業用用水路等、林道施設、漁港施設、共同利用施設）

【事前着工を行う際に保存が必要な書類】

- ①施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ②査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等

《査定前着工の事例（農地の復旧）》



早期復旧



《査定前着工の事例（水路の復旧）》



早期復旧



被災した畜舎の再建やへい死した家畜の再導入

畜舎や機械の被害に対する支援

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択

- 畜舎・畜産物処理加工施設（耐用年数が5年以上20年以下のもの）、農業用機械の再建・修繕を支援【補助率3／10以内】
- 初期投資の軽減に資する中古農機等（残存耐用年数が2年以上のもの）の取得も対象
- 事前着工が可能（→P 9 参照）
※人・農地プランに位置づけられた中心経営体等であること



畜産経営災害総合対策緊急支援事業（ALIC事業）

- 畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理【補助率 1／2以内】
※自力施工の場合、資材費を補助【補助率 1／2以内】
- 簡易畜舎の整備【補助率 1／2以内】
- 事前着工が可能（→P 9 参照）※【保存が必要な書類】を用意してください。



家畜の被害に対する支援

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（ALIC事業）

- 被災によりへい死した家畜の再導入を支援【補助率 1／2 以内】
〔上限〕・乳用牛・肉用牛：妊娠牛 275千円以内/頭、
繁殖雌牛175千円以内/頭
・養 豚：繁殖用豚（純粋種）100千円以内/頭、
繁殖用豚（交雑種）40千円以内/頭



- 乳房炎の治療・予防管理等【補助率1／2以内等】

鳥インフルエンザの侵入防止を図るための対応

畜産経営災害総合対策緊急支援事業（ALIC事業）

- 鶏舎等の簡易な修理【補助率 1／2以内】
※自力施工の場合、資材費を補助【補助率 1／2以内】
- 家きんの緊急避難のための輸送、預託等【補助率 1／2以内】

修繕・再取得に対する支援

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択

- 農業機械の修繕・再取得を支援。
- 初期投資の軽減に資する中古農機等（残存耐用年数が2年以上のもの）の取得も対象。
- 事前着工が可能（→P 9参照）。
 - ・ 支援対象：人・農地プランに位置付けられた中心経営体等であること
 - ・ 補助率：3/10以内

国 3/10	地方 3/10(※)	
-----------	---------------	--

※令和元年8月の前線に伴う大雨では、佐賀県は3/10補助を措置

リース導入に対する支援

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）

- 被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入を支援。
- 共同利用又は担い手への機械作業の集約化に必要な農業機械等が対象。
- 初期投資の軽減に資する中古農機のリース導入も対象。
- 事前着工が可能（→P 9参照）。
 - ・ 支援対象：農業者の組織する団体等（3戸以上）
 - ・ 補助率：本体価格の1/2以内

国 1/2	※地方公共団体の上乗せ可	手数料
----------	--------------	-----

} 本体価格



[農業用機械の再取得]



被災した果樹の修復、果樹棚の再建、植替え（改植）

- 令和2年12月からの大雪により、果樹の枝折れ、倒伏等の被害が発生。
- 被害果樹の枝折れ等の修復、果樹棚の再建、植替え（改植）等の取組を支援。

今回の被害

大雪に伴う果樹の枝折れ、倒伏等の被害が発生



【樹園地への積雪（約1.7m）】

【枝折れ被害】

(1) 雪に埋没した枝を掘り起こし、枝折れ等の被害の程度に応じて修復（ボルト等による癒合）。

(2) 被害の程度が大きい場合は、被害果樹を植替え（改植）。

対策の内容

持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策・果樹産地再生支援対策）

(1) 被災園地における樹体の修復等に向けた取組支援

- 営農再開に必要な融雪剤や樹体の修復用資材等の確保に要する経費 【1/2以内】
- 果樹棚の再建に必要な資材の確保に要する経費 【1/2以内】（被災した果樹棚の撤去費用を含む）

(2) 改植を行う園地の取組支援

- 改植経費（抜根、苗木の植栽等）
 - ・ 慣行樹形：17万円/10a（りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも等）
23万円/10a（かんきつ類）等
 - ・ 省力樹形：73万円/10a（りんごの超高密植栽培）
53万円/10a（りんごの新わい化栽培）
100万円/10a（ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培）
111万円/10a（かんきつの根域制限栽培）
33万円/10a（なし等のジョイント栽培）等
- 未収益期間に要する経費
幼木管理に必要な肥料代・農薬代等：22万円/10a



省力樹形の例
（りんごの超高密植栽培）

被災した農作物（育苗ハウスの被害による影響も含む）向けの支援

- 令和2年12月からの大雪により、農作物の損傷、育苗ハウスの被災等が発生。追加的な防除・施肥や融雪剤等、周辺の育苗施設から被災地域へ水稻等の種苗を融通するための輸送に要する経費等を支援。

今回の被害

- 農業用ハウスが被災し、農作物の損傷等の被害が発生。
- 育苗ハウスが被災し、令和3年作で使用する種苗が不足するおそれ。



《農業用ハウスの倒壊によって損傷したアスパラ菜》



《被災した育苗ハウス》

営農再開に向けた支援

(持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策))

<資材の調達等支援>【1/2以内】

- 令和2年度から3年度までの間の早期営農再開に必要な生産資材(種子・種苗・融雪剤等の消費材に限る。)の購入経費並びに早期営農再開に必要な作業委託費及び農業機械等レンタル経費。

<栽培環境整備>

- 被災に伴い新たに必要になった作物残さ等の撤去により、次期作又は作物転換に向け、良好な栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費。【作物残さ 1,500円/10a以内】
- 被災からの生産回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費。【1/2以内】

<施設の仮復旧>【1/2以内】

- 被災により機能が低下した乾燥調製施設等について、簡易修繕等により一時的に機能を回復させるために必要な経費。

<周辺育苗施設の活用への支援>【7,000円/t以内】

- 周辺の育苗施設から被災地域への種苗の融通に必要な輸送経費。等

林野関係に対する支援

- 令和2年12月からの大雪に伴う雪崩等による森林被害や、積雪等による木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の被害が発生。
- 被災地の早期復旧・再度災害発生の防止を支援。

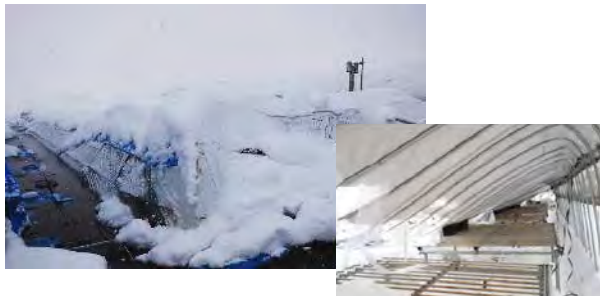
今回の被害

雪崩による森林被害



雪崩の発生

積雪による林業関係施設の被害



倒壊した特用林産振興施設等

雪崩被害地の復旧への支援

○治山事業

- ・概要：山地の雪崩等による災害を防止するための雪崩防止柵の設置等を支援
- ・事業主体：国、都道府県
- ・補助率：2/3等

○森林整備事業

- ・概要：被害木の伐採・搬出、被害地への人工造林等を支援
- ・事業主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等
- ・補助率：1/2



雪崩防止柵等の設置イメージ

木材加工流通施設等の復旧への支援

○林業・木材産業成長産業化促進対策

- ・概要：被災した木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備や生産資材の導入に要する経費を支援。
- ・対象：木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設
- ・補助率：1/2
(特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設は、1事業あたり約100万円以上、木材加工流通施設は、約500万円以上で支援可能)



特用林産振興施設

金融支援等

- ・農林漁業セーフティネット資金等に
- ・森林保険における保険金の早期支払を実施
- ・より金融支援を実施
- ・保険継続契約の手續に係る締結期限を猶予

大雪により被害を受けた漁船・漁具、共同利用施設等の復旧等を支援。

大雪による被害（漁船・漁具）



転覆し、水没した漁船

大雪による被害（共同利用施設）



屋根や柱が倒壊した船小屋

漁船・漁具等の復旧への支援

○漁船保険

- ・ 支援内容：漁船保険の加入者に対し、保険金を早期に支払う。

○水産業成長産業化沿岸地域創出事業

- ・ 概要：漁船・漁具等のリース方式による導入を支援
- ・ 対象：漁船、漁具等
- ・ 補助率：1 / 2 以内

共同利用施設の復旧等への支援

○農林水産業共同利用施設災害復旧事業

- ・ 概要：漁協等が所有する共同利用施設の復旧を支援
- ・ 対象：漁協、地方公共団体等が所有する共同利用施設
- ・ 補助率：2 / 10（減価償却を考慮し施設の残存価値分に手当）

○浜の活力再生・成長促進交付金

- ・ 概要：共同利用施設の機能の向上を図るための新築、改築等を支援
- ・ 対象：漁協等が事業実施主体となる共同利用施設
- ・ 交付率：1 / 2, 4 / 10, 1 / 3 等

経営再建のための長期・低利の資金の融資等による支援

○農林漁業セーフティネット資金：長期運転資金

○農林漁業施設資金（災害復旧）：漁船や共同利用施設の災害復旧のための資金

- ・ 経営再建のための長期・低利の資金の融資等による支援
- ・ 新規融資に係る円滑な融通・既往債務に係る償還猶予等について、関係金融機関に要請

いつでも加入できます！万々に備える園芸施設共済

◎補償対象：ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等（※暖房器具、栽培棚などの**附帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能）

◎補償対象とする事故：風水害、雪害などの自然災害（地震及び噴火を含む）の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償

◎補償額：築年数に応じて補償額（新築時の資産価値の8～4割）を設定（※**どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償**）

特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）：復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約：新築時の資産価値の最大2割を補償

◎補償期間：**1年間**

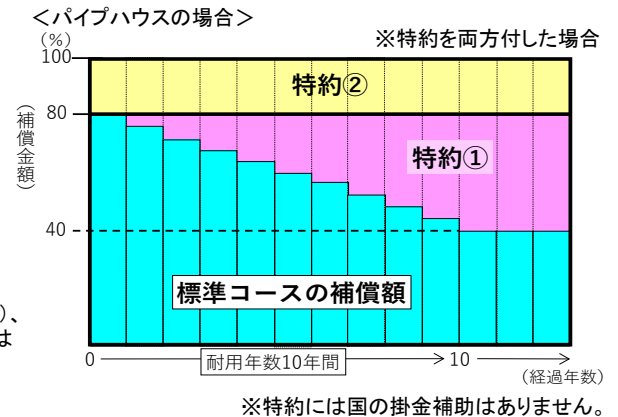
◎掛金：**掛金の半分は国が負担（標準コース）**

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き（最大5割引）

（パイプハウス（10a、4年経過）の掛金例）

標準コース	
掛金 26,500円	全損した場合の共済金 221万円

※試算の前提：パイプハウス（19mm）、4年経過（被覆材は毎年張替）、10a、新築時の資産価値312万円、現在価値額276万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



【掛金の割引】

○**小さな被害を補償範囲から外す**ことにより、**掛金が大幅割引き**になります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 14,800円 (44%割引)	全損した場合の 共済金 221万円 〔標準コースと 変わらない〕
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 8,200円 (69%割引)	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 2,900円 (89%割引)	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1,000円 (96%割引)	

○**集団加入割引**

生産部会等の**集団**で加入すると、**掛金を5%割引き**ます。

○**太いパイプハウスの割引**

太いパイプ（31.8mm以上）ハウスにすると、**掛金が15%安**くなります。

○**耐用年数を大幅に超過した施設の除外**

全棟加入が原則ですが、**耐用年数を大幅に超過した施設（耐用年数の2.5倍）を補償範囲から外す**ことにより**掛金を安く**することも可能です。

※試算の前提は標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

経営を守る強い味方！収入保険制度

1 制度の概要

個別の品目ごとではなく、**農業者の収入全体を対象**として、**自然災害**による収量減少や価格低下をはじめとする様々なリスクによる**収入減少を補償**

農業者ごとに**基準収入（過去5年間の平均収入）の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填**することが基本

基準収入の8割以下の部分を**保険方式（掛け捨て）**、8割～9割の部分を**積立方式（掛け捨てではない）**で補てんし、保険料等の50%、積立金の75%を国庫補助

※補償の範囲を調整することで**保険料等を安くすることが可能**

【根拠法令】農業保険法（昭和22年法律第185号）

2 対象者

青色申告を行っている農業者

3 保険金等の支払方法

収入保険事業の実施主体であるNOSAI（のうさい）全国連が、加入者の納付した保険料及び積立金と、国から交付される保険料国庫負担金等を原資として加入者に支払い

4 保険金支払時期

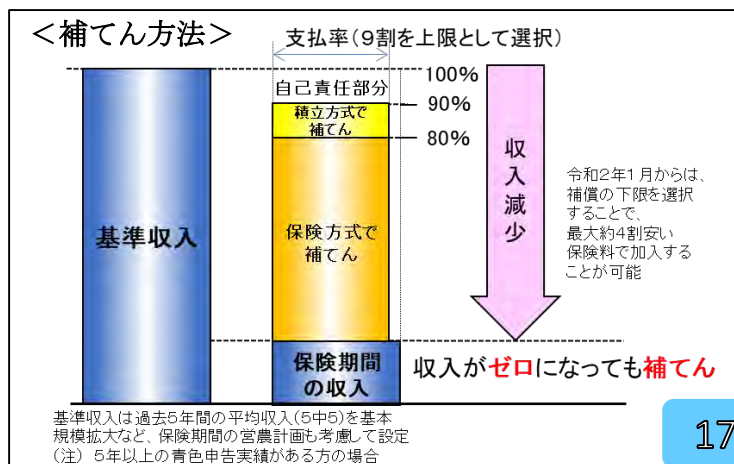
保険期間終了後の確定申告後（個人の場合は3～6月頃）

保険金の支払いまで、無利子のつなぎ融資を受けることが可能

5 具体的な活用イメージ

基準収入が1,000万円の農業者の場合、保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円の合計32.5万円を支出

収入が減少した場合、最大810万円まで補填することが基本



お問い合わせ先・相談窓口・説明会開催のご用命はこちらへ！

項目	担当部局	連絡先
農業共済	経営局保険監理官	03-3502-7380
収入保険	経営局保険課収入保険室	03-6744-2174
農林漁業セーフティネット資金、 農林漁業施設資金(災害復旧)	経営局金融調整課	03-6744-2165
	林野庁企画課	03-3502-8037
	水産庁水産経営課	03-6744-2347
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)	経営局経営政策課担い手総合対策室	03-6744-2148
強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)	生産局総務課生産推進室(共同利用施設関係)	03-3502-5945
	食料産業局食品流通課卸売市場室(卸売市場関係)	03-6744-2059
持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)	生産局総務課生産推進室	03-3502-5945
資材及び施工業者の確保	生産局技術普及課生産資材対策室	03-6744-2182
	生産局園芸作物課	03-3593-6496
農業用ハウスの補強関係	生産局園芸作物課	03-3593-6496
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(酪農関係)	生産局畜産部牛乳乳製品課	03-3502-5988
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(肉用牛関係)	生産局畜産部畜産企画課	03-3502-0874
畜産経営災害総合対策緊急支援事業(ALIC事業)(養豚、養鶏関係)	生産局畜産部畜産振興課	03-3591-3656
果樹産地再生支援対策関係	生産局園芸作物課	03-3502-5957
鳥獣被害防止総合対策交付金関係	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課	03-3591-4958
森林整備事業関係	林野庁森林整備部整備課	03-3502-8065
治山事業関係	林野庁森林整備部治山課	03-6744-2308
林業・木材産業成長産業化促進対策	林野庁林政部経営課	03-3502-8055
漁業共済・漁船保険	水産庁漁業保険管理官	03-6744-2355
漁船、漁具のリース方式による導入	水産庁増殖推進部研究指導課	03-6744-2031
水産関係の共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課	03-6744-2391
説明会の開催	大臣官房地方課災害総合対策室	03-6744-0578